

救護施設における総合相談支援支援 事業の機能強化と支援対象者の 利便性を向上させる事業

甲州市鈴宮寮 (山梨県)

指導員 井上修成

法人概要

法人名	社会福祉法人 光風会
所在地	甲州市塩山西野原603番地
代表者	理事長 熊谷 和正
運営する 施設名称	<ul style="list-style-type: none">・ 特別養護老人ホーム 光風園(入所52名 短期入所10名)・ デイサービスセンター 光風園(定員30名)・ 特別養護老人ホーム(地域密着型) ひかり屋形(入所：29名 短期入所10名)・ 認知症対応型グループホーム ひかり長屋(定員18名)・ デイサービスセンター ひかり横丁(定員25名)・ 風の子保育園 (幼保連携型認定こども園)・ 救護施設 甲州市鈴宮寮(定員80名)・ 無料低額宿泊所 花園ハイツ(定員9名)・ 共同生活援助 すずかけ荘(定員4名)・ 養護老人ホーム 山梨市立晴風園(定員75名)

甲州市鈴宮寮での取り組みについて

- **居宅生活訓練**
- **保護施設通所事業**
- **自立準備ホーム**
- **生活困窮者就労訓練（中間的就労）**
- **一時入所事業**
- **居住支援のための連携**



事業の実施について

＜事業の目的＞

救護施設の機能強化を行うことにより地域社会での課題の把握と解決に努める。

地域における包括的な支援ネットワークを構築することで地域共生社会の実現を目指す。

＜事業の内容＞

- ・ 入口支援
- ・ 各関係機関への連絡・調整
- ・ 一時入所事業等の緊急保護支援
- ・ 保護通所事業での相談支援
- ・ 生活困窮者就労支援事業（中間的就労）のカンファレンス
- ・ 居住支援等の相談支援

事業の流れとポイント

▶ 4月 <事業拠点の条件決め>

事業所内で話し合い事業を行う上での立地条件を話し合った。

(条件)

- ①賃借料10万以内
- ②施設から車で10分以内
- ③トイレ付
- ④食料保管庫
- ⑤プライバシーに配慮可能
- ⑥駅から近い

～ポイント～

今回の事業は入口支援から相談業務まで行うことを想定しているため対象者が物理的・精神的に通いやすい場所が必要であることや施設の機能強化も視野に入れたため②、⑤、⑥のような条件が上がった。

事業の流れとポイント

▶ 5月、6月、7月

事業拠点の選定

4月に決めた拠点の条件をもとに不動産屋に電話にて相談
複数の候補地を内見

事業の流れとポイント

▶ 8月

賃借契約の締結

- ・ 賃借料：月7万円（敷金7万円）
- ・ 施設からの所要時間：6分
- ・ 駅から徒歩2分
- ・ 電気、ガス、水道の契約
- ・ トイレ付
- ・ プライバシーの配慮：可能
- ・ 食料料保管場所有

事業の流れとポイント

▶ 9月10月

物品の購入・事業開始

**事業で使用する物品の種類や適切な大きさ等を話し合い購入した
机・椅子・パーテーション・オンライン機器等**

～ポイント～

**購入から設置まで時間がかかる物品もあるため購入が決定したもののから
随時購入した。**

事業の流れとポイント

▶ 11月

関係機関担当者に口頭又は電話にて事業の説明を行い対象の利用者がいた場合声をかけて欲しいことを伝えた。



<書式 1 >

総合相談支援事業

<目的>

救護施設の機能強化を行うことにより地域社会での課題の把握と解決に努める。地域における包括的な支援ネットワークを構築することで地域共生社会の実現を目指す。

<内容>

- ・ 入口支援
- ・ 各関係機関への連絡・調整
- ・ 一時入所事業等の緊急保護支援
- ・ 保護通所事業での相談支援
- ・ 生活困窮者就労支援事業（中間的就労）のカンファレンス
- ・ 居住支援等の相談支援

<実施場所>

塩山企画 2 F

<連絡先>

甲州市鈴宮寮 0553-33-2747

担当直通 070-4297-4403

ポイント

- ・ 書類を使用しながら説明を行うときに例をあげて伝えることで理解がえられることができた。
- ・ 必要があれば実際の場所を見学してもらうことでさらに利用のイメージが共有できると感じた。

実際に行った事業ケースについて

～保護施設通所事業の相談支援～

<基本情報>

40代・男性

弟と二人暮らしで在宅生活を送っている。

これまで無戸籍だったため就学や就労の経験はない。

持病や服薬は行っていない。

基本的には在宅にいるため人と話をするのが苦手である。

保護施設通所事業は、令和3年4月より利用している。

実際に行った事業ケースについて

～相談支援事業所利用の経緯～

普段は保護施設通所事業の利用中や、在宅での訪問時に相談支援を実施していたが、家族や生活保護担当、保護施設通所事業の他の利用者の内容であるため、誰もいない場所で話がしたいとのことだったため、相談支援事業所にて話を聞いた。

～相談内容～

- ・ 弟の今後についての心配事
- ・ 生活保護担当者との人間関係について
- ・ 保護施設通所事業の他の利用者との人間関係について

実際に行った事業ケースについて

～支援内容～

- ・ 弟の今後についての心配事

長期的な関わりが必要なことを伝え関係機関にも相談してみることになった。

- ・ 生活保護担当者との人間関係について

生活保護担当者との誤解があると思われるため本人・生保担当

- ・ 相談支援事業担当の3者で話し合いを行った。

- ・ 保護施設通所事業の他の利用者との人間関係について

保護施設通所事業の職員に相談し人間関係の構築や環境の調整を依頼した。

まとめ

- ▶ **実際に事業を行う中で生活保護制度や、地域の社会資源の把握を事前に行っておくことが重要だと感じた。**

また、各関係機関の担当者と日頃から連絡を取り合い、良好な関係づくりを行っていくと支援の幅が広がり、スムーズに問題解決まで進むと感じた。

- ▶ **行政からの措置にて入所に至ることが基本の救護施設では利用者と同様に行政関係者との人間関係も大切であるため、日ごろから良好な関係づくりを行っていくことが重要であると改めて感じた。**